

## 第1回 安来市水道事業運営審議会 議事録

日時 平成27年12月15日(火)

13:30～

場所 安来市水道庁舎 2階会議室

1. 会議成立報告
2. 事務局挨拶
3. 会長・副会長選出
4. 議事
  - (1) 審議会スケジュールについて
  - (2) 「安来市水道事業の現状について」
  - (3) その他

### 1. 会議成立報告

9名の出席となっており、「安来市水道事業運営審議会条例」第5条第2項の規定により  
本会成立。

### 2. 事務局挨拶

上下水道部長挨拶

### 3. 会長・副会長選出

委員の照会ののち、事務局推薦の2名を拍手で同意

会 長 石川 隆夫 氏

副会長 山根 幸夫 氏

### 4. 議 事

#### (1) 審議会スケジュールについて

事務局により説明(資料3)

#### (委員)

委員の真野ですが、期間はよく分かったんですけども平成29年4月1日の消費税の改定時期と全く重なっているもので、これも動かせない時期なのかということ、後で説明があると思うんですけども、その辺を確認してから審議に入りたいと思っています。

#### (事務局)

この4月1日というのも予定でございまして、いつ料金を改定するのかということもこの審議会のなかでご審議いただく内容に入っておりますので、よろしく申し上げます。

#### (副会長)

松江市が27年の1月1日に値上げをしている。ああいうような1月1日値上げというようなスケジュールも考えられる訳ですか？消費税アップの影響を避ける、市のスケジュールで分かりませんが、そういうことも考えられるのかな。

(事務局)

いつ料金を改定するかというところも審議会の方で審議していただきましたところで決定させていただきますので。

## (2)「安来市水道事業の現状について」

事務局により説明(資料4)

(委員)

資料5ページですけれども、10<sup>m</sup> 1,244円ということですが上水と簡水とでそれぞれの単価ということでしょうか。それとも単価が違うということでしょうか。

(事務局)

上水と簡水、同じ料金です。

(委員)

基本料金とか超過料金とかいろいろ計算式があるんじゃないかと思うんですけれども、その計算の仕方を教えていただけますか。

(事務局)

10tの計算の仕方ですけれども1ヶ月8tまでが基本水量内、基本料金内です。10tでするので2t分が超過料金になります。基本料金については1ヶ月あたり1,000円と消費税です。

(委員)

基本的な基本料金と追加料金の考え方というのは現状の考え方を引き継いでいくのか、大幅に考え方を変えようとするのか、どうなりますか。

(事務局)

それについても審議していただく内容になります。第2回のところで具体的な資料を提示させていただきます。

(委員)

逆に江津市はめちゃ高いですね。安来や松江の倍じゃないですか。それは反面教師かも分からないですが、計算の仕方が違うのか、安来市と比べた場合に何が違うからこうなっているのか他の要素があって高いのか。

(事務局)

江津のほうはですね、殆どが県から水を買っているんですよ。殆どがそういう形でやっていますから、どうしても水道料金的には高いです。大田につきましては逆に今、三瓶の浄水場とか新しいものを作るなどいろんな事業展開をかけていますので、そういう部分を含めた中で高い。

(会長)

安来は値上げをしようかと思っているけれども、江津と大田は値上げ済みの金額がここに載っているという訳ではないね？値上げ前だすね。

(事務局)

値上げ前です。

(会長)

それなら現状はこれでやってるという訳だね。まあ安来は優秀だということですね。水道料金に関しては非常に前任者が良かったと。料金の他市町との比較ですけれども安来は浜田に次いで 2 番目に安い。実際これからまた浜田も今、検討している訳だね。どこの市町村も。

(事務局)

先んじて浜田市は審議会が進んでいます。随時その情報が分かったところからお知らせします。

(会長)

料金を低く抑えれば、実際運営していくためには市からの繰入金を入れていかなければならない。結局市の一般会計から出すというようなことになればこれも結局言ってみれば市民の税金から出すということですからね。水道会計は独立採算ということが原則ではないかと思うんですけれども。ただ、水道は市民全員が毎日使わなければならない訳です。

(委員)

今回水道料金に限定された検討になるんですが、我々企業の立場として言いますとその他の税金についても他市との比較検討になると言いますか、水道料金は高いけれどもこちらは安い、またその逆もあるんじゃないかなと思ひまして。そのあたりも少し見ていきませんか水道料金だけということでは分かりました、ということになりますとそれがどういうことなのか、ということもございまして。もし、開示が可能であるならばそういう比較も是非お願いしたいなと思っております。

(事務局)

それにつきましては次回、できる範囲ですけれども用意させていただきます。

(委員)

資料 4 のところの説明を聞いて分からないところがありました、給水世帯数が平成 26 年度は増えていますね、給水人口は減っているのに世帯数が増えるのはなぜかと思って。

(事務局)

人口は減ってきていますけれども、逆に世帯数が増えるということは広瀬・伯太の中山間地域の方から安来市内のアパートとかマンション、そういったところに出てこられるので、上水道の世帯数は増えている。で、今もアパートはまだ建設されていますので、このまま世帯数は増えるのではないだろうかという見込みを持っております。

(委員)

8 ページの簡易水道ですが、素人から見ると、送水管をするよりも、既存の施設を改修したほうが安くつくんじゃないかというようなイメージを受けるんですけども。送水管を何十キロも引っ張るわけですよね、その方がコストがかかるような気がするんですけども。そこは今回の審議会の開催に当たって、費用対効果として数字として出てきているんですよね。

(事務局)

数字を出してやってきております。

(委員)

イメージとしてはイニシャルコストとかがかかって、というイメージですけども、ランニングが安いということがあるからトータルのどうなるのか、というイメージじゃないかと思いますが、その辺はいかがですか。

(事務局)

施設をもう一度作り直せばそこに係る人件費というものがかかってくる訳です。それを管路に替えていけばその施設を維持管理する費用というのは浮かせることが可能ですから、そういうことを含めてですね、費用対効果という面を出しておりますので。

(委員)

10 ページの収支予測、平成 33 年に赤字幅が少なくなっていますよね。これは細かい数字の積み上げかもしれませんが何か要因的なものがあるんですか？

(事務局)

この中で簡水債と言いますが、簡水の場合、起債というものを事業をするために借りて事業をしております。その関係の償還の額が年々少なくなっているということがございまして、33 年には赤字幅が少なくなるという形になってきているということでございます。

(委員)

わたし、広瀬町内に住んでいるんですけども、大きなダムが二つあります。ダムとの絡みはどうなるんですか？わたしは安来市というのは水が豊富にあるところではないかと思って、そして当然水道料金も安くなるだろうと。松江の方にも給水、ダムから水を送っていると。それから 11 ページの減価償却がかなり出てきますけれども、水道事業の計画、この減価償却、当然平成 29 年からどんどんかかる訳ですけども、その後また少なくなるというようなことが考えられますので、そこらへんはどうですか？確かに設備を増やしたり改修したりすればお金が当然かかるわけですけども。松江の方に送水しお金は貰っていないですか？

(事務局)

松江の方に送っておりますのは安来市ではありませんで、島根県の東部用水供給事業という事業でございます。それで山佐と布部ダムというのがございまして、基本的にこの飯梨川の沿いの施設、これが島根県の東部事務所になっていまして。ここで飯梨川から水を採ってそこに大きな池がありますが、そこで浄水したものを松江に送るということになっ

てます。あくまでも飯梨川につきましても水利権がありまして、実際、安来市的には上水が採れる水源というのは持っていませんで、ただ広瀬地区につきましては布部の部分で水利権がいくらかとかがあって、町の段階で持っておりますけれども、あくまでもその部分しか持っていません。で、その山佐ダムと布部ダムがあるけれども、ここで安来市が飯梨川から直接採ることは出来ません。あくまでも松江に送るのは東部事務所というのが浄水を送っています。それから工水、日立さんとか工場に送る水もここから送るような形にしております。あくまでも県の東部用水供給事業で行っております。

減価償却の関係なんですけど、平成 26 年・27 年・28 年と統合事業をしますので、最初の段階では若干増えてきますけれども、これもよく見て頂きますと若干少しずつ少なくなっていくと思います。何もしなければ減価償却は減っていくという状況です。

(委員)

家計負担がなるべく上がらないようにお願いします。

(委員)

前提が変わってくるというか。それから受水費の話が先ほどありましたが、これ以上単価が上がるとか、県との協定であると思いますが。

(事務局)

県の施設も古くなっているというところで不透明ですけれども、今のところは 3 年計画で 26・27・28 年度で契約して、今後契約更改の話し合いの場がありますので、そこで協議があると思います。

ます。